

倉敷市職員【医師（公衆衛生）】採用選考試験受験案内

令和 3 年 4 月 9 日
倉敷市職員採用試験委員会

- 受付期間 令和3年4月9日（金）から令和4年2月28日（月）までの期間
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日から1月3日までを除く。）
- ※ 郵送による場合は、令和4年2月28日（月）必着
 - ※ 随時募集のため、採用予定人員に達した場合は、その時点で受付を終了します。
 - ※ 受験申込方法の詳細については、2ページの「4 受験申込の方法」を確認してください。

1 試験区分・採用予定人員・職務概要

試験区分	採用予定人員	職務概要
医師（公衆衛生）	1名程度	保健所等における公衆衛生医師業務 ※ 産業医として選任される要件を満たされている方は、市産業医を兼ねていただく場合があります。

- ※ 採用後の事業計画の変更等によっては、職務概要以外の業務に従事していただく場合があります。

2 受験資格

次の要件を満たす人が、この試験を受けることができます。ただし、外国籍の人は受験できません。

年 齢	資 格 等
昭和32年4月2日以降に 生まれた人 (定年が65歳のため)	次の①②のすべての要件を満たす人 ① 医師免許を有する人 ② 医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了した人 ※ 受験資格ではないが、3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある人又は国立保健医療科学院の行う養成訓練の過程を経た人が望ましい。

- ※ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

法第16条の欠格条項は次のとおりです。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 倉敷市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

この受験案内は全3ページです。乱丁・落丁のある場合は、「〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
倉敷市職員採用試験委員会（倉敷市役所総務部人事課内）086-426-3141」までご連絡ください。

3 選考方法及び合格発表の日程

区 分	内 容	日 時	備 考
選考方法	履歴書等の内容を確認のうえ、面接による選考を行います。	申し込み後、別途調整のうえ、受験者の方へ連絡します。	試験会場及び携行品等については、受験者の方へ連絡します。
合格発表	合否にかかわらず通知	合格発表日については、試験実施日に受験者の方へお知らせします。	市役所本庁舎の掲示場、倉敷市職員採用ホームページ

※ 車いすの使用等、受験に際して要望のある方は、あらかじめ倉敷市職員採用試験委員会（倉敷市役所総務部人事課内）まで連絡してください。

4 受験申込の方法

申 込 先 (問合せ先)	倉敷市職員採用試験委員会（倉敷市役所総務部人事課内） 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL（086）426-3141
提出書類	次の①②の提出が必要です。 ① 履歴書（写真貼付） ② 医師免許証の写し ※ 履歴書について、書式は指定しません。市販の履歴書を使用して、写真を貼付して提出してください。 ※ 写真は、試験日前6か月以内に撮影の脱帽、上半身でたて3.0cm×よこ2.4cmです。 ※ 履歴書の記載については、医師免許取得後の職歴を省略することなく記入してください。
受付期間	窓口での申込の場合 令和3年4月9日（金）から令和4年2月28日（月）までの期間（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日から1月3日までを除く。） 受付時間 8時30分～17時15分 ※ 随時募集のため、採用予定人員に達した場合は、その時点で受付を終了します。
	郵送での申込の場合 令和4年2月28日（月）必着 封筒（長3形くたて23.5cm×よこ12.0cm）の表に「 受験申込：医師（公衆衛生） 」と 朱書き してください。 ※ 郵送で事故が発生した場合の責任は負いません（簡易書留・特定記録等を利用することが望ましい。） ※ 随時募集のため、採用予定人員に達した場合は、その時点で受付を終了します。
その他	履歴書等を提出後、2週間以内に連絡がない場合は、上記申込先に問合せください。

5 合格から採用まで

- (1) 合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載されます。この名簿は任命権者の請求に応じ順次提示され、その中から採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿登載の日から1年間です。
- (3) 採用予定日は、令和4年4月1日です。ただし、本人と協議のうえ、令和4年4月1日よりも前に採用する場合があります。

6 給与等の勤務条件

給与等の勤務条件については、次のとおりです。ただし、給与等の勤務条件に関する条例・規則等の改正により、変更する場合があります。

種 類	内 容
身 分	正規職員（常勤の一般職）
勤務時間	週38時間45分
休 日	土曜日，日曜日，祝日，年末年始
休 暇	年次休暇，特別休暇（結婚，出産，忌引等に要する休暇），育児休業，介護休暇等
職 位	実績，能力，経験，年齢等を勘案し格付けされます。
給 与	標準的なモデル給与（医師免許取得後の勤務経験が20年程度の場合） ・課長級（45歳） 年額 約1,250万円 ※ 期末・勤勉手当及び管理職手当を含む金額です。 ※ 上記給与年額については，年齢，職位及び医師免許取得後の経験年数により異なる場合があります。
昇 給	原則として年1回
諸 手 当	期末・勤勉手当（年4.45か月分），扶養手当，住居手当，通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。また，課長補佐級以上のポストに配置された場合には，管理職手当が支給されます。 ※ 4月1日採用の場合，初年度6月の期末・勤勉手当は支給額の100分の30に減額されます。
業務について	保健所が所管する業務全般の総括を想定しています。 また，保健所に係る市議会対応及び議会答弁業務が想定されます。